

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組みを進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、企業価値の向上・創造の源泉は人財（人的資本）にあるという理念のもと、人財の価値向上と活用を通して、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、人財を一人の人間としてリスペクトすること、インクルージョンとダイバーシティの推進、ならびに教育訓練等を通じて一人ひとりの成長を促し、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引上げについて、「役割期待」及び「成果」を基準とする人事制度を適正に運用することで、実力主義に基づく公正な処遇改善に取り組むとともに、教育訓練等については、職場のコミュニケーション向上や自己啓発プログラムなど、従業員一人ひとりの能力を最大限に発揮するための研修制度を整備し、従業員のエンゲージメント向上や生産性向上に資するよう、取り組んでまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日  
【2025年1月28日】
- ・ パートナーシップ構築宣言のURL  
【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/83641-05-06-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年1月29日